

退職者の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 22 号

退職者の給与に関する規則の一部を改正する規則

退職者の給与に関する規則（昭和 39 年岩手県人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給割合)</p> <p>第 2 条 給与条例第 43 条第 5 項の規定に該当する場合（職員の退職の事由に関する条例（昭和 27 年岩手県条例第 23 号。以下「<u>退職条例</u>」という。）第 2 条第 1 項第 3 号の規定に該当して退職にされた場合を除く。）及び給与等条例第 33 条第 5 項の規定に該当する場合の給料、扶養手当、<u>調整手当</u>、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの支給割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(端数計算)</p> <p>第 3 条 給与条例第 43 条第 2 項から第 5 項までの規定又は給与等条例第 33 条第 2 項から第 5 項までの規定による給料、<u>調整手当</u>、期末手当又は寒冷地手当の月額に 1 円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。</p>	<p>(支給割合)</p> <p>第 2 条 給与条例第 43 条第 5 項の規定に該当する場合（職員の退職の事由に関する条例（昭和 27 年岩手県条例第 23 号。以下「<u>退職条例</u>」という。）第 2 条第 1 項第 3 号の規定に該当して退職にされた場合を除く。）及び給与等条例第 33 条第 5 項の規定に該当する場合の給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの支給割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(端数計算)</p> <p>第 3 条 給与条例第 43 条第 2 項から第 5 項までの規定又は給与等条例第 33 条第 2 項から第 5 項までの規定による給料、<u>地域手当</u>、期末手当又は寒冷地手当の月額に 1 円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。